

錦町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び錦町空き家等の適正管理に関する条例（令和 年錦町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査等)

第 2 条 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 9 条第 4 項の規定による証明書は、立入調査員証（様式第 2 号）とする。

(指導)

第 3 条 法第 13 条第 1 項及び法第 22 条第 1 項の規定による指導は、指導書（様式第 3 号）により行うものとする。

(勧告)

第 4 条 法第 13 条第 2 項及び法第 22 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

(命令)

第 5 条 法第 22 条第 3 項の規定による命令は、命令書（様式第 5 号）により行うものとする。

(命令に係る事前の通知)

第 6 条 法第 22 条第 4 項の規定による通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第 6 号）とする。

2 法第 22 条第 4 項の規定による意見書は、意見書（様式第 7 号）とする。

(公開による意見聴取の請求等)

第 7 条 法第 22 条第 5 項の規定による請求は、意見聴取請求書（様式第 8 号）により行うものとする。

2 法第 22 条第 7 項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

(公告及び公表の方法等)

第 8 条 法第 22 条第 7 項及び第 10 項の規定による公告及び条例第 9 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 錦町公告式条例（昭和 30 年錦町条例第 1 号）に規定する掲示場への掲示

(2) 町ホームページへの掲載

(3) その他町長が必要と認める方法

2 条例第 9 条第 2 項の規定による通知書は、公表に係る事前の通知書（様式第 10 号）とする。

3 条例第 9 条第 2 項の規定による意見書は、意見書（様式第 11 号）とする。
（委員）

第 9 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（組織）

第 10 条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 11 条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 12 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

（庶務）

第 13 条 協議会の庶務は、担当課において処理する。

（補則）

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（協議会の招集の特例）

2 第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、協議会の会長が選任されていないときは、町長が協議会を招集する。